

宝塚市公立幼稚園ICTソリューション導入業務に係る
提案募集要項



令和4年（2022年）7月
宝塚市教育委員会

目次

1	趣旨	1
2	企画提案募集の概要	1
3	応募資格	1
4	参加申請の提出	2
5	質疑応答(参加申請)	2
6	質疑応答(仕様書)	3
7	提案書の提出	3
8	留意事項	3
9	参考予算上限額	3
10	提案募集及び契約までのスケジュール	4
11	応募に要する費用	4
12	選定方法	4
13	結果の通知	5
14	優先交渉権者決定後の取り扱い	5
15	配布資料	5
16	失格条項	6
17	その他	6

1 趣旨

本プロポーザル募集要項は、宝塚市公立幼稚園 ICT ソリューション導入事業において、システムを導入することにより、幼稚園教諭の業務負担の軽減を図るとともに、園や保護者にとって必要な情報を把握することで、保育の資質向上を促進する。また、保護者の子育て負担の軽減及び満足度の向上を目指すものである。

2 企画提案募集の概要

(1) 募集事業名

宝塚市公立幼稚園 ICT ソリューション導入業務

(2) 募集内容

宝塚市公立幼稚園 ICT ソリューション導入業務において、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用を行う業者を選定するため、指名型プロポーザル方式を採用し、「1 趣旨」に沿った提案を募集するものである。

(3) 提出先

宝塚市教育委員会 学校教育部 学校教育室 幼児教育センター
〒665-8665

宝塚市東洋町1丁目1-1

TEL :

0797-77-2132 (直)

FAX :

0797-71-1891

電子メール :

m-takarazuka0289@city.takarazuka.lg.jp

3 応募資格

- (1) 宝塚市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当していないこと。
- (4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しないこと。
- (1) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 提案事業者自身、又は提案事業者に所属する事業所が、ISO27001、ISMS 認証又はプライバシーマークのいずれかを取得していること。
※参加申請時に認証を取得していることがわかる書類を添付すること。
- (4) 令和4年7月1日現在、以下の要件を満たすこと。
幼稚園（公立・私立）、保育園（公立・私立）において、当該ソリューションの導入実績があること。

4 参加申請の提出

本事業に参加しようとするものは、次の申請書類を提出期限までに提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和4年7月25日（月）15時まで

(2) 提出書類

提出書類	様式	数量	備考
参加申請書	様式1	1ファイル (PDF)	代表者印は不要とする。
会社概要	様式2	1ファイル (Excel)	会社概要の資料を提出すること。
導入実績調書	様式3	1ファイル (Excel)	実績を記載したものを提出すること。(匿名の記載については評価対象外となるため、注意すること。)
セキュリティ認証の写し	任意	1ファイル (PDF)	ISO27001 又は ISMS 認証又はプライバシーマーク(一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定)を証明する使用許諾書の写しもしくは登録証の写しを提出すること。

(3) 提出先

「2 (3)提出先」の電子メールアドレス宛

(4) 提出方法

- ・参加申請書(押印後のもの)とセキュリティ認証の写しをPDFファイルで送信すること。
- ・会社概要と類似業務実績調書は記入したExcelファイルをメールにて送信すること。(ファイルにパスワードを設定する際はOfficeの機能を利用すること)
- ・また、到達確認の電話連絡を提案事業者が行うこと。(閉庁日を除く月曜日から金曜日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

5 質疑応答(参加申請)

(1) 質疑期限

令和4年7月15日(金)15時まで

(2) 提出先

「2 (3)提出先」の電子メールアドレス宛

(3) 質疑方法

- ・質問書(様式4(押印後のもの))の写しを、PDFファイルで送信すること。また、質問書(様式4)のExcelファイルを送信すること。
- ・ファイル転送サービスは使用しないこと。
- ・ファイルにパスワードを設定する際はzip形式の圧縮ファイルに設定すること。
- ・到着確認の電話連絡を提案事業者が行うこと。(閉庁日を除く月曜日から金曜日、9:00~17:30(最終日のみ15:00)まで)

(4) 電子メールのタイトル

「宝塚市公立幼稚園 ICT ソリューション導入業務 参加申請質疑【事業者名】」とすること。

(5) 回答方法

回答は、令和4年7月20日(水)までに随時、質疑の送信メールアドレス宛に個別に行うものとする。なお、質疑を行った事業者名・質疑内容は原則として公表しないものとする。

6 質疑応答（仕様書）

(1) 質疑期限

令和4年8月2日（火）15時まで

(2) 提出先

「2 (3)提出先」の電子メールアドレス宛

(3) 質疑方法

- ・質問書（様式4（押印後のもの））の写しを、PDF ファイルで送信すること。また、質問書（様式4）のExcel ファイルを送信すること。
- ・ファイル転送サービスは使用しないこと。
- ・ファイルにパスワードを設定する際は zip 形式の圧縮ファイルに設定すること。
- ・到着確認の電話連絡を提案事業者が行うこと。（閉庁日を除く月曜日から金曜日、9：00～17：30（最終日のみ15：00）まで）

(4) 電子メールのタイトル

「宝塚市公立幼稚園 ICT ソリューション導入業務 仕様書質疑【事業者名】」とすること。

(5) 回答方法

回答は、令和4年8月5日（金）までに随時、質疑の送信メールアドレス宛に個別に行うものとする。なお、質疑を行った事業者名・質疑内容は原則として公表しないものとする。

7 提案書の提出

(1) 提出期限

令和4年8月17日（水）15時まで

(2) 提出書類・必要部数

別添「提案書作成要領」を参照すること。

(3) 提出方法

別添「提案書作成要領」を参照すること。

提出期限を過ぎた場合は参加を辞退したものとみなす。なお、辞退したことを理由に以降の選定等において不利益な取り扱いをすることはしない。

(4) 提案書の様式及び内容

別添「提案書作成要領」を参照すること。

8 留意事項

- (1) 提出書類に関する変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、提出期限までで、かつ宝塚市が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 提出書類にする言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出書類については事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しないものとする。なお、返却は行わないものとする。
- (4) 提出書類の内容について、宝塚市より問い合わせを行う場合がある。

9 参考予算上限額

総額 金15,180,000 円（税込）

- ・ 消費税は10%で計算すること。

上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。
提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

10 提案募集及び契約までのスケジュール

令和4年7月7日（木）		提案募集要項の公告
令和4年7月8日（金） ～令和4年7月15日（金）	～最終日午後3時まで	質疑受付（参加申請）
令和4年7月20日（水）		質疑（参加申請）に対する回答
令和4年7月25日（月）	～最終日午後3時まで	参加申請期限
令和4年7月28日（木）		参加申請審査結果通知
令和4年8月2日（火）	～最終日午後3時まで	質疑受付（仕様書）
令和4年8月5日（金）		質疑（仕様書）に対する回答
令和4年8月17日（水）	～最終日午後3時まで	提案書提出期限
候補日 令和4年8月26日（金） 令和4年8月30日（火）		デモンストレーション
令和4年8月31日（水）		提案書質疑締切・送付
令和4年9月5日（月）		提案書質疑回答
候補日 令和4年9月8日（木）	日時は提案事業者数 に応じて決定する	提案説明会（プレゼンテーション）
令和4年9月16日（金）		審査結果通知・優先交渉権者決定
令和4年9月20日（火）		優先交渉権者と交渉期限

※スケジュールについては、宝塚市の都合により変更する場合があります。

11 応募に要する費用

応募に要する費用は提案事業者の負担とする。

12 選定方法

(1) 優先交渉権者の選定審査について

ア 提出書類の審査、ICTソリューション使用による審査（デモンストレーション）及び企画提案説明会（プレゼンテーション）による審査を行い、最も高い評価を得た提案事業者1者を優先交渉権者と決定し、詳細の協議を開始する。なお、協議が合意に至らなかった場合は次順位の提案事業者と協議に入るものとする。

イ 優先交渉権者にならなかった提案事業者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に「2（3）提出先」へ説明を求めることができるものとする。

(2) 提案書に関する質疑について

提出された提案書について、宝塚市からの質問がある場合は、令和4年8月31日（水）までに電子メールにより送付するので、令和4年9月5日（月）午後3時までに回答を行うこと。また、質問に対し、回答期日までに提出しないことで失格になることはないが、評価上の不利益を受けることがある。なお、質問への回答書については、提案書と同様に正式な書類として取り扱うので留意すること。

(3) デモンストレーションについて

ア 本事業契約後、実際に業務を担当する者を参加させるものとする。

イ 導入を前提としたシステムで実施し、最新の内容が反映されたシステムで行うものとする。システムを用いたデモンストレーションを実施できない機能は、他の方法（パワーポイントによる説明等）による説明も可とする。

ウ 詳細は、審査実施要領（別紙2）を参照すること。

エ デモンストレーションで説明した内容は、契約時の仕様を含めるものとする。

オ デモンストレーションは1者当たり90分（質疑応答込み）とする。

カ その他詳細は、別途通知する。

(4) 提案説明会(プレゼンテーション)について

ア プレゼンテーションは、1者あたり50分程度(説明30分以内、質疑応答20分程度)とする。

イ 詳細は、審査実施要領(別紙2)を参照すること。

ウ プレゼンテーションの内容は契約時の仕様に含めるものとする。

エ その他詳細は、別途通知する。

(5) 審査基準について

ア 審査は、内容点及び価格点等を合計し、総合的に評価を行って選定するものとする。詳細は、提案審査基準(別紙1)を参照すること。

イ 本プロポーザルに関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。なお、内容点が満点の60%未満の場合には不採用とする。

13 結果の通知

審査結果は、書面及び電子メールにより通知する。

通知は、令和4年9月16日(金)を予定。

14 優先交渉権者決定後の取り扱い

(1) 宝塚市は、協議の整った者を当選事業者とし、協議結果の内容を本業務の仕様として採用する。

(2) 利用期間

令和5年1月1日からの5年間とし、契約締結日から利用開始日前日までを納入準備期間とする。

15 配布資料

(1) 配付資料一覧

提案募集要項

別紙1 提案審査基準

別紙2 審査実施要領

提案書作成要領

調達仕様書

資料1 宝塚市の預かり保育について

資料2 デモンストレーション依頼書

資料3 預かり保育.xlsx(マクロ付き)

資料4 保護者への実績通知

資料5 預かり保育実績集計表

資料6 秘密保持に関する特記仕様書

様式 1	参加申請書
様式 2	会社概要
様式 3	導入実績調書
様式 4	質問書
様式 5	見積書
様式 6	提案提出書
様式 7	導入スケジュール（任意様式でも可）
様式 8	運用支援体制
様式 9	機能要件兼回答書

- (2) 配付資料の一部について変更する場合は、配布した提案事業者全てに変更後の資料を再送付するものとする。

16 失格条項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限が、本要項に適合していないとき
- (2) 提出書類の作成形式内容等が、本要項に適合していないとき
- (3) 提出書類の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) プロポーザル手続の過程（本要項の配布開始日から、優先交渉権者と合意に達するまで）で、「3 応募資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- (7) 他の提案事業者と提案内容について相談を行ったとき
- (8) プレゼンテーション等に出席しなかったとき
- (9) 見積書の金額が、参考予算上限額を超過しているとき

17 その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (2) 当選した提出書類に書かれた内容は本事業の契約の基本とする。
- (3) 当選した提出書類の内容は、宝塚市と当選事業者との協議のうえ変更することがある。
- (4) 原則として、提出された提出書類の内容は公表しない。
- (5) 提出書類の作成のために宝塚市より受領した全ての資料は、宝塚市の了解なく公表又は使用することを禁止する。
- (6) 提出書類は返還しないと同時に、本事業以外の用途には提案事業者が無断で使用しない。
- (7) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案事業者の負担とする。